

令和7年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習

受講者募集のご案内

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部では、令和7年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を次のとおり実施いたします。本年度は全ての科目が「オンライン形式」による講習となっておりますので、日程や実施方法等必ずご確認の上、お申し込みください。

なお、下記オンライン講習以外に「任意受講科目」(SBM)が開催されます。これは、**本講習を受講された方**の中で更なる知識向上を希望される方を対象にしたものとなっております。

全て先着順ではありませんので、申込受付期間内にお申し込みください。

■第1回(オンライン形式) 定員:100名

開催日時			申込受付期間
(1日目)	8月20日(水)	12:30~17:00	6月16日(月)~6月27日(金) MicrosoftFormsで申込受付をします。 6月16日(月) に、申込URLを当機構埼玉支部ホームページにて公開します。
(2日目)	8月21日(木)	12:30~16:40	
(3日目)	8月22日(金)	10:30~16:00	

■第2回(オンライン形式) 定員:110名

開催日時			申込受付期間
(1日目)	1月26日(月)	12:30~17:00	11月25日(火)~12月5日(金) MicrosoftFormsで申込受付をします。 11月25日(火) に、申込URLを当機構埼玉支部ホームページにて公開します。
(2日目)	1月27日(火)	12:30~16:40	
(3日目)	1月28日(水)	10:30~16:00	

- 第1回・第2回講習はいずれも全てオンライン形式(Zoomを使用)にて実施します。講習は字幕・音声がございます。
- 受講にあたって、申込の際には、**<オンライン配信受講に係る利用規約>**の項目を全てご確認いただき、受講環境を満たすかご確認の上、お申し込みください。
- 受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保し、ご受講ください。
- ※フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは絶対に使用しないでください。
- ※最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- Zoomの受講環境が準備できない方は**第2回へお申し込み**ください。ポリテクセンター埼玉(埼玉県さいたま市浦和区原山2-18-8)で受講が可能です。

★【任意受講科目】Saitama Buildup Meeting(集合形式、講義・支援機関見学) 定員:60名

開催日時	申込受付期間	講習会場
令和8年2月20日(金)	13:20~16:30(予定)	各回の受講申込期間に同じ
		埼玉県庁 第三庁舎4階 講堂 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 (JR浦和駅西口 徒歩10分)

- 集合形式にて実施します。(オンラインによる参加は不可)
- 任意で受講できる科目ですので(受講をしなくても資格認定に影響はございません)、受講をご希望される場合は、申込の際に、「任意受講科目の受講希望」欄にて、「**希望する**」に○を付けてください。
- 本科目は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講したうえで、更なる知識向上やスキルアップを希望する受講者を対象とした講習であるため、事業所における障害者雇用の拡大や定着率の向上に寄与することを目的としています。
- 専門家の講義(埼玉大学ほか)と埼玉県庁の障害者雇用促進に向けたモデル推進事業「チームびかびか」の見学を行います。

(詳細は裏面へ)



令和7年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習

■概要

青太字下線部をクリックするとリンク先に移動します

費用等	受講費用は 無料 。第1回・第2回のテキスト、その他資料については、データを無償で提供いたします。 Saitama Buildup Meetingの資料については、当日会場でお渡しいたします。
受講対象者	原則として、埼玉県内で障害者を5人以上雇用している事業所に勤務する労働者で、当該事業所の障害者職業生活相談員に選任予定の方や、これに準ずる方。個人でのお申込は受け付けておりません。 公務部門(国および地方公共団体)の職員は受講できません。(この場合は埼玉労働局が実施する公務部門向けの講習が対象となります。)
申込方法 (Microsoft Forms)	MicrosoftFormsから各回の受付期間内にご申請ください。 各申込期間の初日に、申込URLを当機構埼玉支部ホームページに公開します。 先着順ではありません。(FAX・郵送での申し込み不可、受付期間を過ぎたものは無効)
受講審査と 結果の通知	以下により 受講可否を審査 し、ご担当者様あてに 結果を郵送で通知 いたします。 ① 受講対象者に該当する申込者を、 機構本部ホームページ (※1)でご案内している優先順位に則って、受講の可否を審査いたします。(※2) ② なるべく多くの事業所から受講希望者の受入れが可能となるよう、 1事業所のお申込みは各回1名までといたします。 ③ 埼玉県外の事業所から申込があった場合、埼玉県内の事業所の受講希望者を受入れた上で、定員の範囲において受講可否審査を行うことがあります。 ④ 受講可否通知は、「 令和7年度 障害者職業生活相談員資格認定講習に係る日程 」のとおり発送を予定しております。 (※1) 優先順位等は、本部ホームページから抜粋したものを以下に載せています。 (※2) 法令遵守の観点から真に受講が必要な方を優先的に選定させていただきます。

※ 受講申込に際しては、業務都合等によるキャンセルがなきよう、受講者の日程調整には十分ご配慮いただきますようお願いいたします。
※ 記載された情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において適正に管理し、障害者職業生活相談員資格認定講習を適切に実施することを目的として、また当機構において実施する各種研修等の情報提供のために使用します。

■受講の優先順位

受講を希望される会場において、お申込が多数の場合は、以下の優先順位にて受講の優先順位を決定いたします。また、定員の都合で、優先順位が高い場合においても受講対象とならない場合がございますのでご了承ください。

1. **選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいない事業所**
2. **選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となる事業所**
3. **当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みの事業所**
4. **選任義務がある事業所で、実務経験により相談員として選任された方がいるが、講習を受講することで支援の充実を図りたい事業所**
5. **選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要な事業所**
6. **相談員をすでに選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員する事業所**
7. その他

(注)「選任義務がある事業所」とは、5人以上の障害者を雇用する事業所をいいます

機構本部ホームページより抜粋 <https://www.ieed.go.jp/disability/employer/employer04.html>

